

コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

artienceグループは、「サステナビリティ憲章」で、「継続的改革によるコーポレート・ガバナンスの充実化」をサステナビリティ経営の柱の一つとして定めています。

継続的改革によるコーポレート・ガバナンスの充実化

経営資源やリスク管理における間断なき改革と検証を継続し、実効性のあるコーポレート・ガバナンスを構築・維持します。経営環境の変化に柔軟に適応し、グループの持続的成長に資するレジリエントな企業経営に努めます。

「サステナビリティ憲章」(2024年1月改定)より抜粋

コーポレート・ガバナンスの各課題は「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に沿って取り組みが行われ、適正なコーポレート・ガバナンスの構築に努めています。

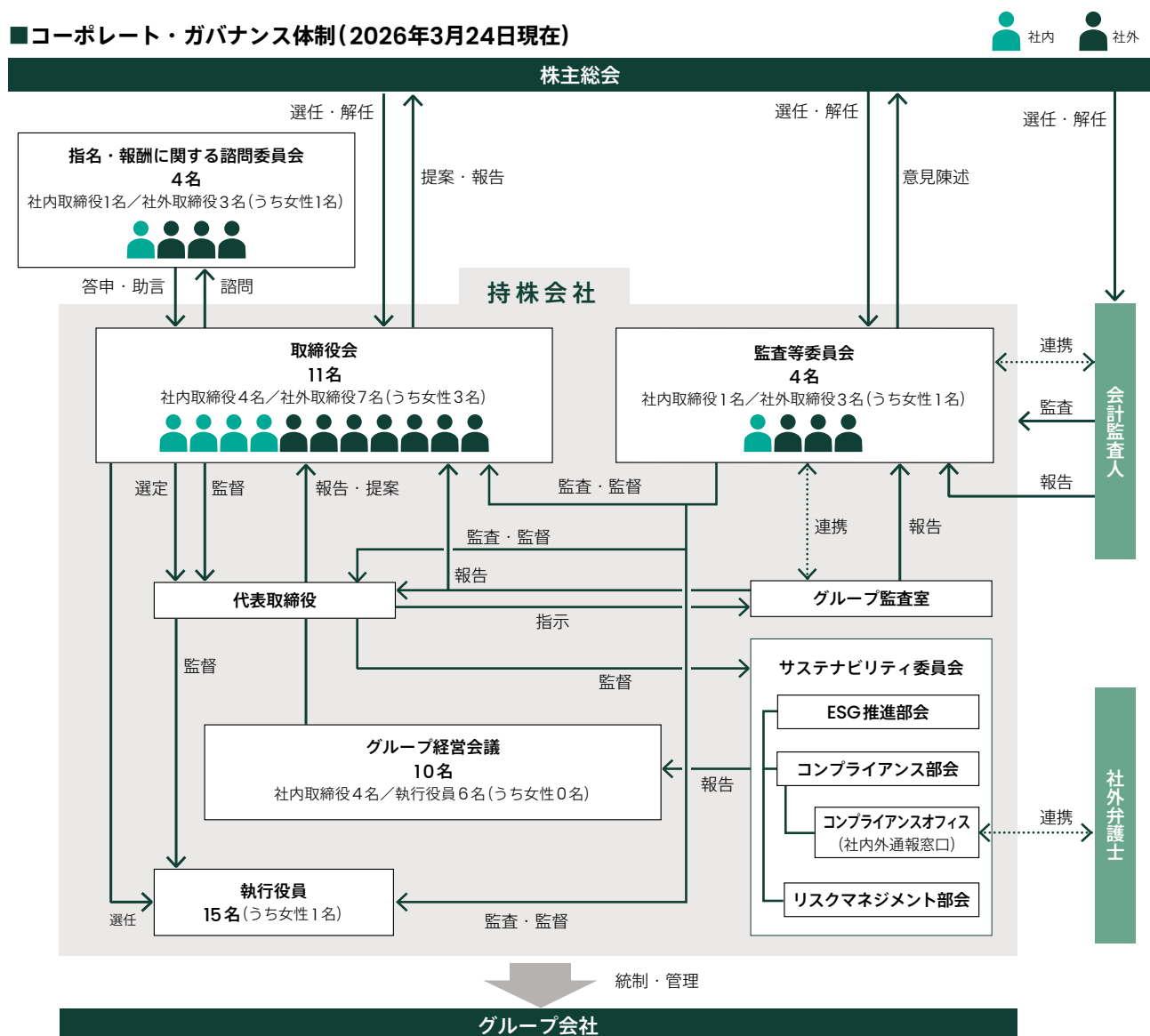
監査等委員会設置会社の体制を選択することで、監査等委員が取締役会における議決権を持ち、経営の公正性・透明性を高めるとともに、取締役会の監督機能を強化しています。また、執行役員制度(任期1年)を採用することで、経営監督機能と業務執行機能の役割分担を明確にし、意思決定の迅速化と業務執行に対する監督機能を強化しています。

一方、中核事業会社であるトーヨーカラー(株)、トーヨーケム(株)、東洋インキ(株)の各社では、持株会社の取締役が出席する事業会社の経営会議を定期的開催し、経営方針・戦略の共有と執行課題・業績の討議を行っています。



「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」およびコーポレート・ガバナンスの取り組みについて、詳しくは当社ウェブサイトの「サステナビリティ>ガバナンス>コーポレート・ガバナンス」に掲載しています

■コーポレート・ガバナンス体制(2026年3月24日現在)



コーポレート・ガバナンス

■主な会議体・委員会の責務と構成

取締役会	・グループ全体の経営上の意思決定と業務執行状況の監督を行う ・法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定を行う ・議長は代表取締役社長 ・構成員は監査等委員でない取締役7名（うち社外取締役4名）、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）の11名（うち女性3名） ・任期は監査等委員でない取締役は1年、監査等委員である取締役は2年 ・2025年度は17回開催
監査等委員会	・内部監査部門であるグループ監査室および会計監査人と連携し、取締役の職務執行の適法性および妥当性を監査する ・グループ監査室とは監査等委員会での定期的な報告に加えて情報交換会を随時実施、また会計監査人とは監査結果の報告に加えて情報交換会を随時実施する ・構成員は監査等委員4名（うち社外取締役3名、女性1名） ・任期は2年 ・2025年度は13回開催
指名・報酬に関する諮問委員会	・取締役候補者およびその報酬について透明性・客観性をもって審議する ・後継者計画について検討・評価する ・委員長は社外取締役 ・構成員は社内取締役1名、社外取締役3名 ・2025年度は6回開催
グループ経営会議	・取締役会に準じる協議・決定機関として、業務執行上の重要な意思決定を行う ・構成員は社内取締役、常勤監査等委員、重要な経営機能を統括もしくは担当する執行役員（技術・研究・開発および知的財産担当執行役員、財務・IR・情報システム担当執行役員、グループ人事部長、中核事業会社3社の代表取締役社長） ・2025年度は26回開催

コーポレート・ガバナンスの強化

経営環境の変化に柔軟に適応し、当社にとって最適なコーポレート・ガバナンスのあり方を継続的に追求しています。2025年度には、上場会社の経営経験を有する2名を新たに社外取締役に迎えることで、スキルマトリックスのバランス向

上を図りました。

また、役員報酬の算定方法の改定案を議論し、2026年度からの改定を決議しました。

■コーポレート・ガバナンスの改革の変遷

年度	主な取り組み
2020年度	・買収防衛策を廃止（2008年度導入） ・取締役を14名から11名に減員
2021年度	・未来検討タスクフォース（次世代経営育成プログラム）発足 ・独立社外役員（取締役および監査役）比率40%
2022年度	・監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行 ・取締役会の実効性評価への外部機関の活用を開始
2023年度	・IR体制の拡充と取締役会への報告の開始 ・取締役会の女性比率27%
2024年度	・指名・報酬に関する諮問委員会の年間開催回数を1回から4回に増加 ・コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を改定し、政策保有株式の保有方針に資本効率の観点を追加 ・機関投資家株主との個別面談（SR面談）と取締役会への報告の開始 ・独立社外取締役比率50%
2025年度	・経営経験を有する社外取締役2名の就任によるスキルマトリックスのバランス向上 ・独立社外取締役比率64%
2026年度 3月現在	・役員報酬における業績連動報酬および株式報酬比率の引き上げと評価指標へのROE導入を実施



コーポレート・ガバナンスの詳細については、統合レポートP.67～73に掲載しています

<https://www.artiencegroup.com/ja/corporate/ir/archives/integrated-report/>

リスクマネジメント

基本的な考え方

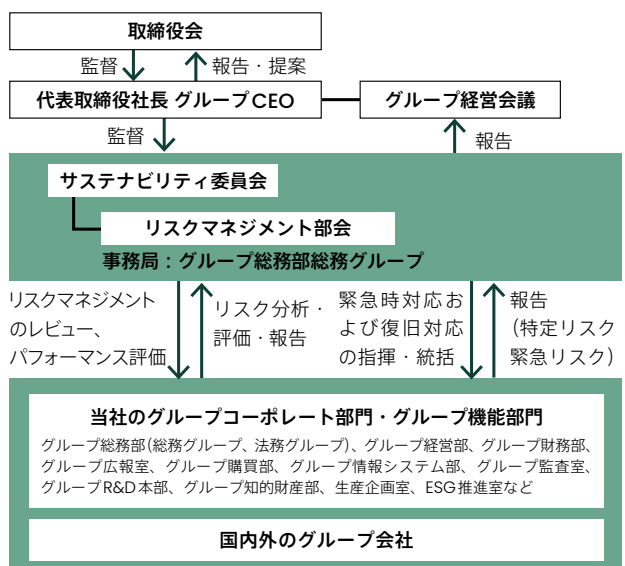
artienceグループは、事業継続に影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握し、迅速かつ適切な対応により、リスクによる影響を最小限に留めることが重要な課題であると認識しています。「リスクマネジメントに関する基本方針」(2024年1月1日改定)「内部統制システムの整備に関する基本方針」(2024年1月1日改定)に基づき、リスクマネジメント部会の方針として「リスクマネジメント活動方針」を定め、継続的なリスクの見直しと改善を行いながら取り組みを進めています。2025年7月、事業継続計画(BCP)方針を定めました。

WEB リスクマネジメントに関連する方針・指針は、当社ウェブサイトの「サステナビリティ>ガバナンス>リスクマネジメント」に掲載しています

推進体制

リスクマネジメント担当役員(サステナビリティ担当取締役)のもと、グループ総務部を事務局とするリスクマネジメント部会で、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理しています。また、グループの各社・各部門では、社会環境の変化や日常業務に潜むリスクを洗い出して評価・検討し、リスク発生の未然防止とリスク被害の軽減対策に取り組んでいます。リスクマネジメント部会では、各社・各部門のリスクを発生可能性と重大性に基づき評価したリスクマップを作成し共有しています。重要リスクについては、リスク軽減のための活動の進捗と達成度を部会で確認し、グループとして対応する必要のある全社的リスクをグループ経営会議および取締役会に報告しています。新たに重要リスクとなりうる問

■リスクマネジメント体制(2026年度)

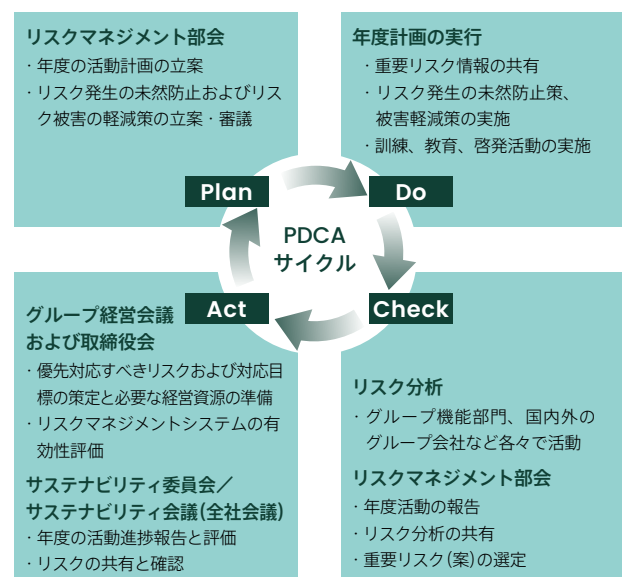


※ P.8「サステナビリティ推進体制(2026年度)」より抜粋・加筆

題が発生した場合は、取締役会に報告するとともに、対策本部を設置し対応を図っています。

リスクマネジメントプロセス

リスクマネジメント体制のもと、リスクの見直しを進めPDCAサイクルを回しながら活動の質の向上を図っています。



指標と目標

■グループマテリアリティ2025-2030の関連するテーマ テーマ: 4-2. コンプライアンス、リスクマネジメント、情報セキュリティ

コンプライアンスとリスクマネジメントを継続的に見直し、体制の実効性を向上させる

- ①海外情報セキュリティ体制の整備(共通ルール施行と拠点ごとのカスタマイズ、脆弱性検査・是正活動など)

[実績]

KPI・施策	2025年度実績
①海外情報セキュリティ体制の整備(共通ルール施行と拠点ごとのカスタマイズ、脆弱性検査・是正活動など)	・CSIRT [※] インシデント対応訓練の実施 ・セキュリティ対策状況のアセスメントや脆弱性診断の実施と是正指導、重点強化拠点への訪問支援 ・海外拠点へのセキュリティ関連情報提供、情報セキュリティ強化月間(9~11月)での教育・啓発活動

※ CSIRT: Cyber Security Incident Response Team

リスクマネジメント

2025年度の主な活動

2025年度は、リスクアセスメントを実施して全社重要リスクの状況を確認しました。また、グループ共通の事業継続計画(BCP)方針を策定したほか、自然災害やサイバー攻撃などのリスクに備える「緊急対策本部運営マニュアル」および、海外リスク対応についてまとめた「グローバルリスク別対応ガイドライン集」を改定しました。リスクマネジメント部会では各種報告に加え、税務・為替リスクの対応状況やサプライチェーンリスクへの取り組みを共有しました。

教育・啓発活動としては、①CSIRT訓練の実施、②ITリテラシー教育(対象者：新入社員・中途採用を含む全社員)、③eラーニングを活用した安全教育(対象者：派遣社員やパート社員を含む生産拠点勤務社員約2,000名)、④グループ全体の品質の安定化・リスク低減のための品質監査チェックシートの海外拠点への展開を行いました。

重要リスクの評価

リスクマネジメント部会では、各社各部門のリスクを発生可能性と重大性に基づきアセスメントしています。アセスメント評価基準の見直しを行い、基準の統一を図るとともに全社的な重要リスクを一覧化したリスクマップを全社で共有しています。想定される重要リスクのうち事業継続に影響度が高いテーマについては、該当部門が計画的に対策を進めており、進捗状況をグループ経営会議および取締役会に報告しています。重要リスクを経営層がモニタリングすることにより、グループ全体の視点、経営視点でのリスク認識のもと、リスクマネジメント活動を推進しています。

■発生の頻度(発生可能性)の評価基準

4	ほぼ確実に発生する可能性があった(年に1～数回発生する)
3	発生する可能性があった(数年～10年に1回発生する)
2	いつか発生するかもしれないと予見できた(10～50年に1回発生する)
1	例外的な状況でのみ発生する(50年以上の長期に1回発生する)

■損害の重大性の評価基準

	人的損害	金銭損害
	レピュテーション	
4	死亡事故	50億円以上の損害
	・マスメディアやSNSに(悪い意味で)長期的かつ大きく取り上げられる ・取引先や消費者の信用を著しく失う	
3	負傷者多数	10億円以上の損害
	・マスメディアやSNSに(悪い意味で)一時的に大きく取り上げられる ・複数の取引先や消費者の信用を失う(信頼回復に5年以上)	
2	入院を要する負傷	1億円以上の損害
	・マスメディアやSNSに小さく取り上げられる ・一部の取引先や消費者の信用を失う(信頼回復に2～3年以上)	
1	軽傷	1億円未満の損害
	・日常の管理で解決する	

■グループ共通の重要リスクに係るリスクマップ

大 ↑ 損害の重大性 ↓ 小	⑦一般的な法的規制、法令違反 ⑧人権 ⑨腐敗行為 ⑩サプライヤーのコンプライアンス違反 ⑪労働安全衛生	⑪固定資産の減損	
	⑫知的財産	⑫システム障害、サイバー攻撃による情報セキュリティ侵害 ⑬製品の品質・物流 ⑭自然災害・感染症等 ⑮原材料調達	①海外活動に潜在するリスク ②為替の変動 ③環境負荷発生 ④気候変動
		⑯人材不足	⑯一般的な債権回収
低 ← 発生の頻度(発生可能性) → 高			

WEB 重要リスクの詳細については当社の「第188期有価証券報告書」P.34-41に記載しています

リスクマネジメント

重要リスクへの対応(2025年度)

2025年度は、至急または今後に向けて対応が必要と思われるリスクについて取り組みを進め、リスクマネジメント部会から経営層に報告しました。

テーマ	取り組み／報告内容
気候変動／ 環境規制強化	・脱炭素に向けたロードマップ作成の進捗とCO ₂ 排出量削減状況を報告
地政学リスク	・グループを取り巻く環境変化の共有と注意喚起。地政学リスク(戦争・紛争、関税、人権、渡航などのリスク)への取り組みを報告
サプライチェーン リスク	・リスクの共有、責任ある鉱物調達への対応 ・グループ共同購買の取り組みについて報告
火災事故の 総括報告	・事故状況の確認と再発防止策の実施、お客様対応やBCP対応の確認および業績への影響の試算を報告
情報セキュリティ	・インシデント発生状況と国内外のセキュリティ強化策(CSIRT訓練や教育・啓発活動)について報告
原材料調達	・国内外で連携した共通原料の共同購買について検討
品質不正や 品質瑕疵	・マザー製造所が作成した監査シートを使用した海外工場の監査を実施 ・品質リスク対処法の動画による教育を国内外で実施

内部統制

[内部統制システムの整備状況]

artienceグループは、内部統制システムを整備し運用することが経営上の重要課題であると認識しており、取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」(2024年1月1日改定)を決議し、業務の適正性を確保するための業務執行体制および監査体制の整備に努めています。



「内部統制システムの整備に関する基本方針」については、当社ウェブサイトの「サステナビリティ>関連する方針・指針」に掲載しています

[内部監査の取り組み]

当社グループでは、グループ監査室が、健全な事業活動基盤の確立に向けて、適法性、妥当性、事業活動の有効性、効率性、リスクマネジメントの観点から内部監査を実施しており、監査対象部門に対する改善の助言や提言とともに、改善進捗のフォローアップを行っています。

当社グループの内部監査は主に、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の監査(J-SOX監査)と、経営層の指示やリスク管理部門の要請を踏まえた、コンプライアンスやリスク管理などの取り組み状況の監査(業務監査)に大別され、毎年実施しています。グループ監査室は、内部監査の結果を代表取締役社長、内部統制担当取締役、取締役会、および監査等委員会に直接報告し、執行役員、部門長とも情報共有しています。また、監査等委員会および会計監査人と定期的に会合を行い、監査に関する方針・計画や監査結果などの情報共有・意見交換を図ることで、監査の効率化と実効性の向上に努めています。

2025年度は国内12社(40部門)、海外26社で内部監査を実施しました。

リスクマネジメント

情報セキュリティ

【基本的な考え方】

情報セキュリティ対策の重要度は年々高まっており、ウイルス感染やシステムへの不正アクセス、個人情報の漏洩、サイバー攻撃など、多様化するリスクへの対策・方針を定めて未然に防止するとともに、インシデント発生時に影響を最小限に抑えることが重要です。当社グループは、「情報セキュリティに関する基本方針」(2024年5月10日制定)や「情報保護管理規程」「情報システム管理規程」などの規則・対応手順を定めるとともに、ITによる技術的・物理的な防御対策や情報セキュリティ教育、インシデント対応訓練を実施し、適正な情報管理と情報セキュリティの維持・向上に取り組んでいます。

2025年度の情報セキュリティ活動方針

IT・データ利活用を前提とした情報セキュリティ意識・対策向上、および高度化するサイバー攻撃に対するインシデント対応力強化

- ① artience-CSIRT体制におけるインシデント対応力と組織力の強化
- ② グローバルでのセキュリティガバナンス強化推進
- ③ IT・データ利活用を前提とした人的セキュリティ対策の強化

 各方針については、当社ウェブサイトの「サステナビリティ>関連する方針・指針」に掲載しています

【推進体制】

情報セキュリティに関する取り組みやリスクへの対応は、グループ情報システム部を主体に、グループ総務部、グループ広報室と連携して推進しています。また、社員からの相談・通報窓口として、「情報セキュリティオフィス窓口」を設置しています。

インシデント発生時には、その影響を最小限に抑えるため、「artience-CSIRT設置ガイドライン」に沿ってグループ情報システム部が事務局となる組織「artience-CSIRT」を設置し、リスクマネジメント部会やサステナビリティ委員会および経営層への報告と対応を行います。

【情報セキュリティに関する事故】

2025年度は、情報セキュリティに関する事業活動に影響を及ぼす重大な事故は発生していません。

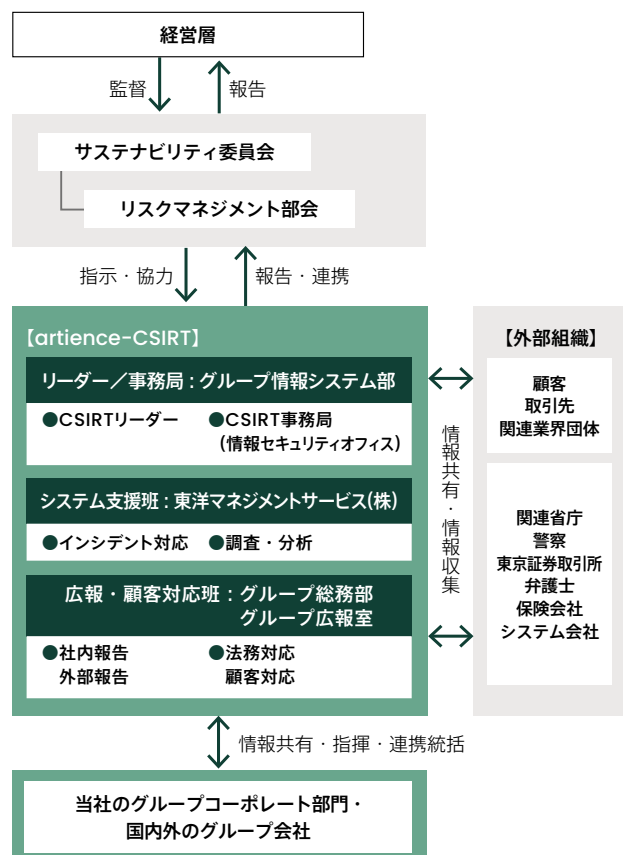
【サイバーセキュリティ対策】

当社グループは、リスクマネジメントに関する基本方針に従い、サイバーインシデントに関わる不測の事態に対し、組織として対応力を強化させる必要があります。そのため、事態が発生した場合の被害の最小化と事業継続の維持を目的としてシステムBCP体制「artience-CSIRT」を設置しています。また、インシデント発生時の対応・復旧に合わせた「リスクマネジメント実施規則」「緊急対応規則」「情報システム災害対策ガイドライン」などの規則・対応手順に加え「artience-CSIRT設置ガイドライン」「サイバーインシデント対応マニュアル」を整備し社内認知に努めています。

サイバーインシデントに対する行動原則

1. 重要な資産である情報への被害低減と排除を確実に実行する。
2. 常にお客様第一を考え、迅速・誠実に対応する。
3. サイバー攻撃による犯罪に屈せず、ブランドイメージの維持向上を意識する。

■セキュリティインシデント対応体制(2026年度)



リスクマネジメント

事業継続マネジメント(BCM)

[基本的な考え方]

当社グループは、地震や台風・水害などの自然災害、感染症などのパンデミック、工場における爆発・火災・漏洩の事故、サイバー攻撃など、事業継続に支障を来すおそれのあるリスクをBCMの対象とし、リスク対策に取り組んでいます。また、自社を含めた化学会社の事故を想定した復旧・製品供給の体制の構築が重要であると考え、BCMの展開を進めています。

事業継続計画(BCP)方針

artienceグループは、リスクマネジメントに関する基本方針に則り、事業継続マネジメント(BCM)の一環として、事業継続に支障を来すおそれのあるリスクに対して、予防的な対応を行い、平常時から合理的かつ十分な準備を整えることで、重大な影響の最小化を図ります。事業継続に重大な影響を与える可能性のあるリスクまたは不測の事態が発生した場合には、当社グループは社員の安全確保や資産の保全、社会やステークホルダーへの責任を果たすことを使命とし、事業の継続および早期復旧を図るための体制を構築します。

「事業継続計画(BCP)方針」(2025年7月1日制定)より抜粋

[緊急体制の整備]

大規模災害発生時に、全社員の安否を把握し、被害状況に応じて迅速に対応するため、安否確認システムを運用しています。災害情報と連動し、震度や被災地範囲から、被災地にいる社員を自動的に判定し、必要な情報を配信します。主要拠点においては、防災訓練などを毎年実施しており、迅速な報告のための緊急連絡網を整備し、衛星電話や災害用無線機(国内主要拠点に設置)を配備しています。

また、サイバーセキュリティ対策を目的としたシステムBCP対策体制として「artience-CSIRT[※]」を設置しています。

※「artience-CSIRT」については、P.82「サイバーセキュリティ対策」に記載しています

[設備耐震性の強化]

東日本大震災後に実施した地震後安全監査の結果に基づき、当社グループでは「地震対策(倒壊・漏洩・火災・転倒落下の防止)に関する規則」を策定しました。想定震度を「6強」とし、設備の転倒落下や漏洩、火災を防止するための具体策を示しています。国内の事業所では、耐震診断、建屋の補強や老朽建物の撤去、設備の固定、耐震対応機器の導入などを進めています。

[気象災害への対応]

当社グループは、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)に賛同し、国内・海外の拠点ごとの事業継続計画(BCP)により、災害時運用マニュアルの整備や災害対策を進めています。

具体的には、大雨や台風による河川の氾濫や洪水対策として、危険水位での緊急体制・対応の手順の策定、製造拠点における止水板や防水壁の設置、過去の経験をもとにした対策(電気設備の高所への移設、土のうの設置、電気の遮断手順の計画化など)を実施しています。また、アキダクトによる国内外の事業所の水リスクの評価・リスクの特定を行い、対策に活用しています。

※ TCFD提言に基づく情報開示については、P.18~25「気候変動への対応」に記載しています

[原材料の安定的な調達]

東日本大震災以降、調達ソースが限定される原材料(モノポリ原料)のうち主なものについて、汎用品への代替やダブルソース化を進めています。また、原材料の安定的な調達のため、設計段階からモノポリ原料の発生を未然防止する活動も同時に展開しています。

[生産補完体制の整備]

大規模災害やサプライチェーンの障害事例を受けて、国内・海外の生産拠点を統括した生産補完体制を確立し、事業が大きなダメージを受けないためのシステム構築と生産補完マニュアルを整備しています。インシデントからの早期復旧を目指し、操業が1~2カ月程度停止した場合の生産補完体制に必要なアクションプランを明確にし、有事の際の他社との補完体制についても整備を進めています。

[海外拠点への展開]

当社グループは、拠点運営に有用な業務の標準化に向けた取り組みとして「海外リスク対応別ガイドライン集」「海外向けテキスト(artienceグループのリスクマネジメントについて)」を発行しています。「海外向けテキスト」は日本語・英語を併記しており、「海外リスク対応別ガイドライン集」は日本語版・英語版・中国語版で作成しています。自然災害などにより重大な被害を受けても、特定された重要な業務を中断させず、仮に中断したとしても目標復旧時間内に復旧できるよう、海外拠点でもBCM基本方針の作成や災害時の体制の整備に努めています。

コンプライアンス

基本的な考え方

artienceグループのコンプライアンス活動は、「社員一人ひとりがコンプライアンスを考えることが重要である」という考えのもと、日常業務を通してコンプライアンスに関する議論を重ねていくことにより、法令遵守に対する意識が着実に浸透している状態を目指しています。

2024年1月の社名変更と理念の一部変更に合わせてサステナビリティ関連方針・ガイドラインの見直しを進め、「サステナビリティ憲章」「倫理行動規範」を改定し、新たに「コンプライアンスに関する基本方針」(2024年5月10日制定)を策定しました。

「サステナビリティ憲章」「倫理行動規範」「人権の尊重に関する基本方針」「労働安全衛生に関する基本方針」については多言語化を進めており、複数言語(15言語)^{*}に翻訳しています。

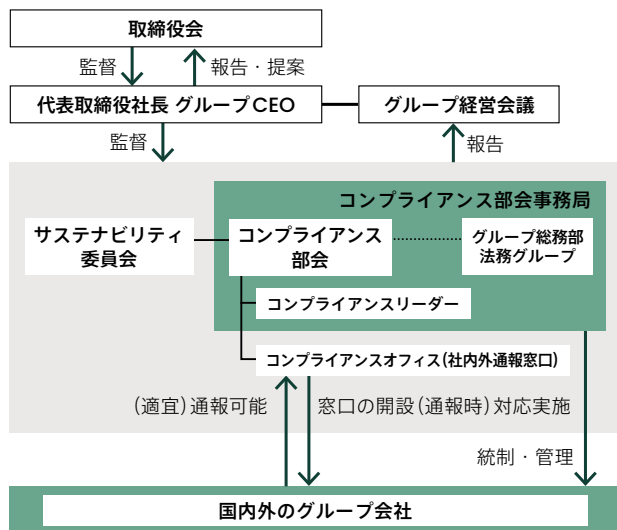
WEB 各方針については、当社ウェブサイトの「サステナビリティ>関連する方針・指針」に掲載しています

^{*} 関連する方針・指針は日本語・英語・中国語の3言語に対応しています。多言語化を進めている「理念体系」「サステナビリティ憲章」「倫理行動規範」「人権の尊重に関する基本方針」「労働安全衛生に関する基本方針」は15言語に対応しています

推進体制

サステナビリティ委員会のコンプライアンス部会が主体となり、コンプライアンス活動の企画やコンプライアンスに対する考え方の発信、法令などの教育を全社的にを行っています。また、各拠点のコンプライアンスリーダーが中心となって、日常業務に関わるコンプライアンスについて意識を高めるための機会を積極的に設けています。

■コンプライアンス体制(2026年度)

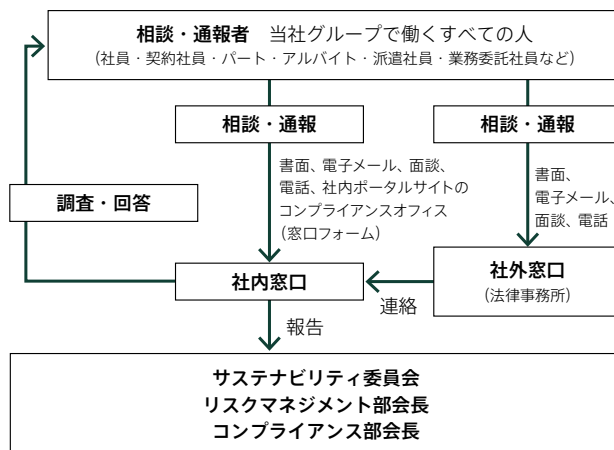


内部通報制度

コンプライアンスに関する相談・通報窓口として、社内外に「コンプライアンスオフィス」を設置するとともに、「コンプライアンスオフィス運用規程」を定め、相談・通報窓口の公正かつ適正な運用を図っています。法令違反行為(贈賄などの腐敗行為、独占禁止法違反行為などを含む)および社内規程違反行為を中心に相談・通報の対象としています。

相談・通報者の保護と秘密保持に最大限配慮し、寄せられた相談・通報の事実関係を調査するとともに、問題発生の際には速やかに対策を講じています。2025年度の相談・通報はハラスメント、社内規程違反行為などで8件ありましたが、重大なリスクにつながるものはありませんでした。

■内部通報制度



指標と目標

■グループマテリアリティ2025-2030の関連するテーマ テーマ：4-2. コンプライアンス、リスクマネジメント、情報セキュリティ

コンプライアンスとリスクマネジメントを継続的に見直し、体制の実効性を向上させる

- ① 倫理行動規範および内部通報制度の周知浸透
- ② 重大コンプライアンス違反(法令違反等懲戒対象に相当する違反行為)発生件数：0件継続

[実績]

KPI・施策	2025年度実績
① 倫理行動規範および内部通報制度の周知浸透	・「サステナビリティ憲章」「倫理行動規範」「人権の尊重に関する基本方針」「労働安全衛生に関する基本方針」など、重要な方針・指針の多言語化の推進 ・国内外の社員に対してコンプライアンス拠点ミーティングの機会を通じて周知浸透を実施。特に海外拠点での活動を強化

コンプライアンス

KPI・施策	2023年度	2024年度	2025年度	目標 (毎年度)
②重大コンプライアンス違反発生件数(件)	0	0	0	0

2025年度の主な活動

- ・上期コンプライアンス拠点ミーティングの開催(4~6月)
グループ共通の資料をもとに国内で拠点ミーティングを開催(3,016名参加)し、新たなコンプライアンス課題の抽出と解決策の策定・実行を推進しました。
- ・コンプライアンス強化月間を10月に開催
国内で各拠点ミーティングを開催(3,470名参加)し、各拠点で抽出された課題への対応状況や新たなリスク発生の確認・検討を行いました。また、海外では各言語に翻訳したコンプライアンスの解説資料(海外で起こり得る事例や贈収賄防止についての教育内容などを含む解説資料)を海外関係会社の全駐在員に送付するとともに、現地スタッフを含めた拠点ミーティングの開催を依頼し、啓発強化を行いました。
- ・コンプライアンス教育
新入社員向けコンプライアンス講習会(年1回開催)
海外赴任前研修(年2回開催)
独占禁止法講習会(全12回開催、265名参加)
取適法(旧：下請法)講習会(全24回開催、401名参加)

定期的に研修で取り上げているテーマ例

- | | | |
|----------------------|-------------|------|
| ■独占禁止法 | ■取適法(旧：下請法) | |
| ■不正競争防止法 | ■検査不正 | ■肖像権 |
| ■個人情報保護 | ■公益通報者保護法 | |
| ■贈収賄 | ■インサイダー取引 | |
| ■ハラスメント(パワハラ、セクハラなど) | | |

- ・誠実な組織づくりを目的としたコンプライアンス監査
2025年度は、海外拠点における贈収賄規制および競争法違反リスクを重点テーマとして調査を実施しました。調査の結果、法令違反は確認されませんでした。
- ・海外法務リスクへの対応
海外拠点でも、内部通報窓口を設置のうえ、現地スタッフへの継続的な周知を行っています。また、中国においては「贈収賄禁止規程」に基づき半期に一度、現地の運用状況を確認しています。

腐敗・汚職の防止

〔基本的な考え方〕

当社グループでは、腐敗・汚職を防止するため、「贈収賄禁止規程」を定め、artience(株)グループ監査室が実施する内部監査には、贈収賄に関する内容が含まれています。

また、「腐敗防止に関する方針」(2024年1月制定)の「腐敗行為の定義」の中で贈収賄、過度な贈答や接待、利益相反、違法あるいは不適切な政治献金などの腐敗・汚職を禁止する旨を明記するとともに、「倫理行動規範」にも腐敗行為の禁止を明記することで社内周知に努めています。「倫理行動規範」は複数言語(15言語)に翻訳してPDFを当社ウェブサイトに掲載しています。

公務員等や取引先を含めた第三者への賄賂、過剰な接待や贈答品の授受、癒着、横領、背任、マネーロンダリングなど、いかなる形の腐敗・不正行為も禁止し、贈収賄・腐敗防止に関する法令や社内規程を遵守した公正で公平な事業活動を行います。

WEB 各方針については、当社ウェブサイトの「サステナビリティ>関連する方針・指針」に掲載しています

※ 関連する方針・指針は日本語・英語・中国語の3言語に対応しています。多言語化を進めている「理念体系」「サステナビリティ憲章」「倫理行動規範」「人権の尊重に関する基本方針」「労働安全衛生に関する基本方針」は15言語に対応しています

〔推進体制〕

サステナビリティ委員会のコンプライアンス部会が主体となり、あらゆる形態の腐敗行為の禁止についての発信や、法令などの教育を全社的に行っています。社内規程については、artience(株)グループ総務部法務グループが対応しています。リスクが高いテーマやエリアについてはグループ総務部法務グループで課題を特定し、個別のテーマに応じて関係する社員への教育・調査等を実施しているほか、コンプライアンス研修で定期的に周知を徹底しています。

腐敗行為に関するリスクを含む全社的な重要リスクは、リスクマネジメント部会において発生可能性と重大性に基づきアセスメントを実施しています。重要リスクと思われる事案や重大な問題が発生した場合は、リスクマネジメント部会が定めた対応フローに従い、取締役会に報告するとともに、リスクマネジメント部会が関係部署と対応します。

WEB 重要リスクの選定プロセスや重要リスクの詳細については、有価証券報告書「事業等のリスク」に記載しています

コンプライアンス

[社員教育と通報窓口]

「不適切な謝礼、贈物の禁止」「政治献金の禁止」「公務員への贈賄禁止」などの腐敗・汚職を禁止する旨を明記した、「倫理行動規範」を2024年1月に改定しました。「倫理行動規範」はグループのBrand Promiseや理念体系、各種方針とともにウェブサイトに掲載しており、今後は当社グループで働く全員への周知に努めていきます。さらに、毎年のコンプライアンス活動において、腐敗・汚職などの事例を定期的に取り上げ、全拠点での発生防止に向けた取り組みを実施しています。

また、社内外に設置しているコンプライアンスオフィス（内部通報制度）にて、腐敗・汚職に対する内容も含めてそれらの法令違反行為について、相談・通報を受け付ける体制を整えています。

 [内部通報制度 P.84](#)

[サプライチェーンでの取り組み]

サプライチェーンマネジメントを強化するため、2024年1月に「調達基本方針・調達先選定基準」を「調達に関する基本方針」に改定し、「サステナブルサプライチェーンガイドライン」を2022年10月24日制定（2024年5月改定）しました。

調達に関する基本方針では、公正な企業活動として、贈収賄、不適切な利益供与や受領、公正な自由競争の阻害、知的財産権の侵害などを禁止すると明記し、サステナブルサプライチェーンガイドラインでは倫理の中で腐敗防止について明記しています。

調達に関する基本方針とサステナブルサプライチェーンガイドラインの内容について新規および既存サプライヤーにご理解を求めるとともに、CSR調達セルフ・アセスメントを実施し、その結果を分析することで、サプライチェーンにおける腐敗・汚職防止の推進に努めています。

CSR調達セルフ・アセスメントの回答をもとに腐敗の高リスクを判断し、腐敗リスクがあると判断された場合は、サプライヤーへ腐敗防止に関する啓発活動を行うとともに是正処置の実施を要請するなどリスクの低減を図っていきます。

[政治献金についての考え方]

当社グループは「倫理行動規範」において、「当社グループとしての政治的中立性を堅持すべく、いかなる政党、政治団体または公職の候補者に対しても、会社の財産を政治献金として用いません」と定めています。

[違反実績]

2025年度も、腐敗・汚職に関する違反および、それに伴う従業員への懲戒（解雇を含む）と、罰金・罰則はありませんでした。

公正な取引

「倫理行動規範」に記載している公正・健全な事業活動において、公正かつ自由な競争を堅持する旨を明記しており、各国・地域の公正な競争および公正な取引に関する法令や規制に準拠した企業活動を進めています。

[独占禁止法への対応]

毎年、販売活動に携わるすべての社員を対象に、独占禁止法講習会を実施し、独占禁止法に対する知識定着を図っています。さらに、同業他社との接触について、事前申請を原則とする社内ルールを運用し、カルテルにつながる行為が起らない仕組みを構築しています。2025年度も、独占禁止法違反はありませんでした。

[取適法(旧：下請法)の遵守]

取適法(旧：下請法)の遵守徹底に向けて、中小受託取引に携わる全社員への取適法(旧：下請法)講習会を継続的に実施しています。

[インサイダー取引の防止]

「倫理行動規範」に記載している腐敗行為の禁止において、インサイダー取引の禁止を明記しており、業務を通じて入手した非公開の重要情報をもとに、インサイダー取引を行うことを禁止しています。

[反社会的勢力への対応]

「倫理行動規範」に記載している反社会的勢力との関係の排除において、反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たないことを明記しており、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度での対応を徹底します。

 [ガバナンスデータ編 P.88](#) コンプライアンス

税務

基本的な考え方

artienceグループではサステナビリティ憲章(2024年1月改定)の一つに、「コンプライアンスの徹底」を掲げ、国内・海外各国の法令はもちろん、国際条約や地域の社会規範を遵守し、高い理性と良心と倫理観に基づいた判断と行動の徹底に努めています。税務に関しても同様の姿勢を基本としており、税務に関する方針のもと、社員一人ひとりへの啓発を通じて意識の向上に取り組みながら、各国の関連法令・諸規則などを遵守し適切な納税を行うことで企業の社会的責任を果たします。

また、グローバルに事業展開するなかで、国外関連者取引においてはOECD移転価格ガイドラインなどに従い、独立企業間価格を前提に行うものとし、タックスヘイブンなどの恣意的な租税回避行為は行いません。

WEB 「税務に関する方針」については、当社ウェブサイトの「サステナビリティ>関連する方針・指針」に掲載しています

推進体制

最高責任者である財務担当役員のもと、artience(株)グループ財務部がグループ各社の経理部門と連携しながら税務ガバナンス体制を構築し、税務リスクの低減に取り組んでいます。

また、税務面での課題が生じた場合には、必要に応じて取締役会などに報告し、適時、外部専門家の助言も求めながら適切な対応を行います。

税務当局との関係

税務当局とは健全で良好な関係を維持するよう努め、誠意を持って真摯かつ事実に基づく説明、対応を行っています。指摘・指導事項に対しては、原因を解明し、適切な是正および改善措置を講じ、再発防止に取り組んでいます。

■法人税等額

		2023年度	2024年度	2025年度
法人税等額 (百万円)	国内	-	2,913	3,408
	海外	-	1,243	2,799
	グループ (連結)計	3,042	4,156	6,208

知的財産の管理

基本的な考え方

artienceグループは、「倫理行動規範」の「公正・健全な事業活動」の中で会社の資産を適切に管理・利用することとし、知的財産権、情報、ブランドなどの資産について適切な管理・活用に努めています。自社の知的財産を保護するとともに、他社の知的財産権を尊重し、事業戦略、開発戦略と連動した知的財産活動を推進します。

推進体制

知的財産権に関する規程や方針、保護・管理については、artience(株)グループ知的財産部が主体となり、関連部門と連携しながら対応しています。また、知的財産権に関する社員教育・啓発活動に関しては、「artience growth field」(教育プログラム)で定期的に行っています。

実績

■保有特許数と保有登録商標件数

		2025年度
保有特許数(件)	国内	2,453
	海外	1,014
保有登録商標件数(件)	国内	473
	海外	1,084

※ 2025年12月31日現在

取り組み

当社グループは、知的財産権を重要な経営資源と認識し、知的財産権の創出、保護・活用に組み込んでおり、グローバルでの模倣品の対策に力を入れています。知的財産権は国によって保護のための手続きが異なるため、各国の法令を遵守して適正に対応しています。

•知的財産権の侵害防止

当社製品が第三者の知的財産権を侵害しないように、特許情報の調査や確認を行っています。

•模倣品対策

グローバルでの模倣品対策として、地域ごとの情報収集や市場調査による監視などを行っています。

ガバナンスデータ編

コーポレート・ガバナンス

■コーポレート・ガバナンスに関する会議体の構成

			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
取締役会の構成	性別	男性(名)	9	8	9	8	8
		女性(名)	2	3	3	3	3
		女性比率(%)	18.2	27.3	25.0	27.3	27.3
	合計(名)		11	11	12	11	11
	年齢層別(%)	30歳未満	0	0	0	0	0
		30～49歳	0	0	0	0	0
		50歳以上	100	100	100	100	100
	独立社外取締役(名)		5	5	6	7	7
グループ経営会議の構成	性別	男性(名)	11	11	11	10	10
		女性(名)	0	0	0	0	0
	合計(名)		11	11	11	10	10
執行役員の構成	性別	男性(名)	24	23	15	16	14
		女性(名)	0	0	1	1	1
		女性比率(%)	0.0	0.0	6.3	5.9	6.7
	合計(名)		24	23	16	17	15

※ 株主総会後の構成員。2026年度は、2026年3月24日現在

■役員報酬(2025年度)

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬 (基本報酬)	変動報酬 (業績連動報酬)	譲渡制限付 株式報酬	
取締役(監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	260 (42)	174 (42)	74 (－)	11 (－)	10 (6)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	58 (33)	58 (33)	－	－	4 (3)
合計 (うち社外取締役)	318 (76)	233 (76)	74 (－)	11 (－)	延べ14 (延べ9)

※ 上記の金額には、2025年3月26日開催定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでいます

リスクマネジメント

■情報セキュリティに関する重大な事故

	2023年度	2024年度	2025年度
情報セキュリティに関する重大な事故(件)	0	0	0

コンプライアンス

■コンプライアンス違反

	2023年度	2024年度	2025年度
重大なコンプライアンス違反(件)	0	0	0
腐敗・汚職に関する違反(件)	0	0	0
腐敗・汚職に関する罰金(円)	0	0	0